

地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金交付要綱

(平成 30 年 8 月 22 日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域のごみ出し支援活動を促進し、ごみ出しが困難な世帯のごみ出しの負担の軽減を図るために、ごみ出し支援活動を実施している団体に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 家庭ごみ等 仙台市一般廃棄物処理要領第2条第2項第3号に規定する定日収集生活ごみのうち、同条同項第5号、第6号、第7号、第8号及び第10号に規定するものをいう。
- 二 粗大ごみ等 仙台市一般廃棄物処理要領第2条第2項第3号に規定する定日収集生活ごみのうち、同条同項第9号及び第13号に規定するものをいう。
- 三 ごみ集積所 仙台市一般廃棄物処理要領第6条第1項に定める集積場所をいう。
- 四 指定場所 仙台市一般廃棄物処理要領第12条及び第13条に定める本市が指定する場所をいう。

(ごみ出し支援活動実施団体)

第3条 この奨励金の交付を受けることができる者は、市内に所在する町内会、老人クラブ、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人等で、ごみ出し支援活動の実施団体として市長が認めた団体であり、かつ、次の各号の要件をすべて満たす団体（以下、「ごみ出し支援活動実施団体」という。）とする。

- 一 政治活動や宗教活動を目的としないこと。
- 二 営利を目的としないこと。
- 三 団体の規則や会則等において、その組織及び運営に関する事項が定められ、代表者が明確であること。
- 四 暴力団等と関係を有していないこと。

(奨励活動)

第4条 奨励金の交付の対象となる活動（以下「奨励活動」という。）は、ごみ出し支援活動実施団体が、ごみ出しが困難と認める世帯のうち、次条に定める世帯（以下「対象世帯」という。）に対して行うもののうち、別表に掲げる活動とする。ただし、仙台市の他の助成事業または補助事業として行うものを除く。

(対象世帯)

第5条 奨励活動の対象世帯は、仙台市に居住する者の内、以下の各号のいずれかに該当する者

のみで構成される世帯とする。

- 一 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者
- 二 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 四 療育手帳制度要綱（平成元年3月27日民生局長決裁）の規定に基づき、療育手帳の交付を受けた者
- 五 申請時に満75歳以上の者
- 六 その他、市長が必要と認める者

(奨励金の算出)

第6条 奨励金の額は、当該年度の4月から9月の間と10月から3月の間を支払期とし、支払期ごとに、別表に掲げる額とする。ただし、支払期ごとの上限金額は、ごみ出し支援活動実施団体1団体あたり、100,000円とする。

(ごみ出し支援活動実施団体の登録等)

- 第7条 奨励金の交付を受けようとする団体は、ごみ出し支援活動実施団体登録申請書（様式第1号）により、市長に申請を行い登録しなければならない。
- 前項の規定に基づく申請にあたっては、規則や会則等団体の目的や活動内容がわかる資料及び奨励活動対象世帯名簿（様式第2号）を添付しなければならない。ただし、この申請時に奨励活動対象世帯名簿（様式第2号）が添付できない場合には、対象世帯が確定次第すみやかに第4項に定める手続きにより提出するものとする。
- 市長は、第1項の規定に基づく申請があった場合、ごみ出し支援活動実施団体に係る第3条第1項第1号から第4号までに規定する要件について、申請者の規則や会則等により登録事項を審査したうえで登録の可否を決定し、ごみ出し支援活動実施団体登録決定・却下通知書（様式第3号）によりごみ出し支援活動実施団体に通知するものとする。
- ごみ出し支援活動実施団体の登録事項の変更が生じた場合、対象世帯に変更がある場合又は団体登録を廃止する場合は、ごみ出し支援活動実施団体登録事項変更・廃止届出書（様式第4号）により行うものとする。なお、対象世帯に係る変更の場合は奨励活動対象世帯名簿（様式第2号）を添付するものとする。
- 市長は、前項の規定により廃止の届出があった場合のほか、ごみ出し支援活動実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すものとする。
 - 一 第3条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき
 - 二 虚偽の申請その他不正行為を行ったとき
 - 三 その他ごみ出し支援活動実施団体としてふさわしくない行為があったとき
- 市長は、前項の規定により登録を取り消すものと決定した場合には、理由を付して書面により通知するものとする。なお、前項第1号から第3号のいずれかの規定によりごみ出し支援活

動実施団体の登録を取り消された団体は、登録取消の日から1年間、ごみ出し支援活動実施団体の登録を申請することができないものとする。

(奨励金の請求)

第8条 ごみ出し支援活動実施団体は、実施した奨励活動の実績を記載した地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金請求書（様式第5号）及び対象世帯毎の地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金実績報告明細書兼要件確認調査同意書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 前項の地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金請求書（様式第5号）及び地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金実績報告明細書兼要件確認調査同意書（様式第6号）は、次の各号に定める期間に応じ、それぞれ当該各号に定める期日までに提出するものとする。

- | | | |
|---|--------------------|---------------|
| 一 | 4月から同年9月までに実施した活動 | 申請年度の10月20日まで |
| 二 | 10月から翌年3月までに実施した活動 | 申請年度の3月31日まで |

(対象世帯の確認)

第9条 市長は、前条の規定により申請があった場合に、第5条に規定する対象世帯の要件について、対象世帯の同意に基づき、要件に該当しているか調査することにより確認するものとする。

(奨励金の交付)

第10条 市長は、第8条の規定による請求を受けた場合において、当該請求に係る書類の審査等及び対象世帯の要件に係る調査等を行った上で、奨励活動の実績が適当と認めるときは、第6条の規定により奨励金額を算出し、当該ごみ出し支援活動実施団体に奨励金を交付するものとする。

- 2 奨励金の交付にあたっては地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金交付金額通知書（様式第7号）によりごみ出し支援活動実施団体に通知する。
- 3 奨励金の交付は、ごみ出し支援活動実施団体が指定した金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(奨励金の返還)

第11条 市長は、ごみ出し支援活動実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した奨励金の全部若しくは一部について返還を命じることができる。

- 一 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき
二 この要綱の規定に違反したとき
- 2 前項の規定により返還を命じる場合は、市長は、理由を付して書面により通知するものとする。

(立入検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、ごみ出し支援活動実施団体から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検

査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は前項の結果、必要があると認めるときは、ごみ出し支援活動実施団体に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(個人情報の取扱い)

第13条 ごみ出し支援活動実施団体は、奨励活動の実施に当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、対象世帯等の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定めることができる。

附 則

(実施日)

1 この要綱は、平成30年8月22日から実施する。

附 則

(実施日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(実施日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

(実施日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(実施日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

2 改正前に登録されたごみ出し支援活動実施団体については、この要綱の第3条の規定によるごみ出し支援活動実施団体とみなす。

3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(実施日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第4条、第6条関係）

奨励活動	奨励金額
家庭ごみ等を対象世帯の玄関口から、当該対象世帯が排出することとなっているごみ集積所に排出する活動	奨励活動の実施回数に140円を乗じた額
粗大ごみ等を対象世帯の住居及び敷地等から、当該世帯が排出することとなっている指定場所に排出する活動	奨励活動の実施回数に280円を乗じた額